

保護預り規定（保護預り証書）

1. 保護預り品の範囲

この保護預りでは、次に掲げるものをお預かりします。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書類
- ③ 前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の契約期間は契約日の翌年の応当日前日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期日満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 手数料

- (1) この保護預りの手数料は当行所定の料率と計算方法により1年分を契約時に前払でいただきます。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月を1ヵ月としてその月までの手数料を月割計算によりいただきます。

4. 保護預り品の預入れまたは引出し

- (1) 保護預り品を預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印して保護預り証書とともに提出してください。
- (2) 保護預り品を引出すときは、当行所定の受取書に前項と同様の手続をとってください。当行は、受取書により指定された保護預り品を返還します。

5. 届出事項の変更等

- (1) 保護預り証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. 証書、印章の喪失時の取扱い

保護預り証書または印章を失った場合の保護預り品の受入れ、返還または保護預り証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 印鑑照合

依頼書、受取書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受入れ、返還その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

8. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の預入れ、引出しには直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の紛失、滅失、き損等の損害についても当行は責任を負いません。

9. 解約等

(1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印のうえ、保護預り証書とともに提出し、保護預り品を引取ってください。

なお、保護預り証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続をとり保護預り品を引取ってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき。
- ② 預け主について相続の開始があったとき。
- ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ④ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき。

(3) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続が3ヶ月以上遅延したときは、当行は保護預り品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(4) 手数料、その他預け主が負担すべき費用が支払われなるときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

10. 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕、または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

11. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の権利および保護預り証書は譲渡または質入れすることはできません。

13. 元利金の取立等

(1) 当行は、お預りした有価証券についてあらかじめ申し出があった場合にのみ、その元利金を取立てます。申し出がないために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 当行は、お預りした有価証券について、償還公告・提出公告・公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)